

岡山県医療対策協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県医療対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、岡山県医療対策協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 専門部会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第 3 条 専門部会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員の中から指名した委員及び専門委員とする。

2 専門委員は協議会の委員以外の学識経験者のうちから会長が指名する。

(組織)

第 4 条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員並びに専門委員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。

(会議)

第 5 条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第 6 条 専門部会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第 7 条 部会長は、専門部会における調査、審議等の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 専門部会の庶務は、保健福祉部医療推進課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する（第 8 条関係）。